

令和元年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和元年度第5回仁淀川町農業委員会定例総会を令和2年1月28日仁淀川町中央公民館3階会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 14名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 13名

欠席委員 1名

農地利用最適化委員 4名

欠席委員 3名

(事務局) 4名

3. 議案

議案第10号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第11号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書の審議について

その他

開会 午前9時30分

事務局(●●) 令和元年度第5回農業委員会定例総の開会宣言

本日の農業委員出席数は13名、在任委員は14名で過半数に達しており会は成立

会長 挨拶

本日の署名委員(1番●●委員 2番●●委員)を指名し、議案の審議に入る。

議案第10号

(農地法第3条の規定による許可申請の審議について)

(1) 権利取得者が町内

○受付第24号(所有権移転)

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 428 m²

●●字●● ●●番● 面積 523 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月22日事務局の●●と現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第25号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳 ●●

譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 34 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月22日事務局の●●と現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達している

ことを確認。
以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 26 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡佐川町●●の●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業
土地の所在は、●●字●● ●●番●● 面積 21 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1 月 2 2 日事務局の●●、譲受人の奥さんと 3 人で現地確認を行いました。
権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。
1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が 1 0 アールに達していることを確認。
以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

受付第 27 号は利害関係人である農業委員は採決には加わらないものとします。

○受付第 27 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、仁淀川町●●の●●さん、●●歳、●●兼農業
借人は 仁淀川町●●の●●さん、●●歳、農業
土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 2907 m²
地目は台帳・現況とも畑になっております。
使用貸借は 3 年となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月22日事務局の●●の2人で現地確認を行いました。

権利を取得する●●さんは、町内在住であることを確認。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは使用貸借期間中耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

(2) 取得権利者が町外

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

貸人は、高知市●●の●●さん、●●歳、役員

借人は、高知市●●の●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●●番 面積 1265 m²

地目は、台帳は田・現況は畑になっております。

使用貸借期間は20年となっています。

〔地区担当農業委員 ●●委員〕

1月17日事務局の●●と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●さんは使用貸借期間中耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんは、農業経営に必要な農作業に従事することを確認。
4. 権利を取得する●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この使用貸借は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第11号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更(除外)申請書の審議について）

申請者は香川県●●の●●さん

土地の所在地は、●●字●● ●●番● 934 m²の内 20.05 m²

地目は台帳は畑、現況は雑種地です。

変更の理由は携帯電話アンテナ基地局設置の為です。

〔地区担当農業委員 大●●委員〕

現地確認を1月25日に事務局の●●と土地の所有者である●●さんの奥さん3人で行いました。

土地の一部に最低限の面積で携帯電話用のアンテナを設置するもので、公共性の高い事業となっており問題ないと思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

なし

以上で令和元年度第5回農業委員会を閉会する。

閉会 午前10時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員 ●●

署名委員 ●●